

慧琳經音義所拠之字書説

望 月 眞 澄

0 ; はじめに

南通の黄淬伯(1899-1970)の『慧琳一切經音義反切攷』(1931年中央研究院歷史語言研究所專刊6)の卷一に「慧琳經音義所拠之韻書説」(以下、「韻書説」と略称)がある。本稿もこれにならって表題のテーマで少し論じてみたい。

1 ; 「韻書説」の議論

黄淬伯は「韻書説」で次のように説く(文意を尊重し適宜、省略・補説をした)。

唐の貞元・元和の間(785-820)、西明寺の僧、慧琳(737-820)が大藏音義100巻を撰するに当って天宝時(742-755)の元廷堅の作った『韻英』を採用した。それは『經音義』開卷の注に「{覆載} 敷務反、見韻英、秦音也。諸字書音為敷救反、吳楚之音也」とあるところから、『韻英』の準拠した反切は、当時の関中音であり、今、1100年前の関中音を窺うとすると『經音義』は実にその奥深い蔵である。だが、『經音義』の用いた反切が、いったい純然たる廷堅『韻英』であるのか、また、『韻英』とその他の韻書との関係はどのようなものか、なお討論を待たねばならない。

『經音義』の序文で景審が、

「古来の反切は採用せず、現代音は、最近の元廷堅の『韻英』と張戡の『考声切韻』に採用した」とする以上は、『經音義』の採用した音切は『韻英』・『考声切韻』となる。

一方、王国維先生(1877-1927)の「張戡は偽周(690-704)時代の人、唐代の現代音を根拠に韻書としたものはこの張戡からで、『韻英』もこれに基づいた。」(『觀堂集林』「天宝韻英・陳廷堅韻英・張戡考声切韻・武玄之韻銓」)の説も、景審の序文からすればこのように推論するしかないだろう。

ところで慧琳注で秦音・吳音を区別しているとき、『韻英』は持ち出す

が『考声切韻』『韻銓』に一度も言及しないのは不思議である。『考声切韻』もまた、当時行われた『切韻』系統の増注本の類なのだろうか、だから慧琳はその訓詁には徴するもの、音に言及しなかったのか。かつまた、一書の音に注をする時には、一貫性が求められるのに対して、訓詁が広く意味を徴するのと性格が異なるからだろうか。

『経音義』の景審序文では、「『経音義』の音切は、元廷堅と張戢の書に拠る」と言うが、『経音義』の注ではっきりと、その名を指定するのは専ら廷堅『韻英』であると言ったほうがよい。

元廷堅『韻英』が、先人の著録に見られるのは、次の2書である。

ア；『南部新書』（宋、銭易撰、10巻、唐・五代の典籍の考証も含む）

「天宝の時、廷堅『韻英』10巻」

イ；『大平広記』（北宋、李昉ら978年撰、500巻）第460禽鳥1、鳳{元廷堅}

「元廷堅が官を退いて、山で読書をしていると、多くの鳥の王者が飛んできて、廷堅に音律・清濁・文字・音義を教えた。廷堅はのちに翰林で『韻英』10巻を撰した」

張戢の『考声切韻』はその帰趨は不明であるが、廷堅『韻英』は独創的なものであり、少しも他書に依存する点がないのである。

ただ、『玉海』巻45「唐韻英」の項目に、廷堅の時には、

ア；玄宗『韻英』5巻（『唐書・藝文志』天宝14年（755年）撰）

イ；御撰『韻英』5巻（『唐会要』天宝14年4月）

ウ；改撰『韻英』5巻（『集賢記』旧韻439に151を新增、計580、分析至細）

エ；陳廷堅撰『韻英』10巻（『南部新書』天宝時）

オ；釈静洪撰『韻英』3巻（『隋書・経籍志』）

の5書があるが、王国維先生は、「イは、エによっているが、しかも、これを広めたものにちがいない」として廷堅『韻英』の韻部が『切韻』を増加させたと信じているが、わたくし（黄淬伯）が『経音義』を実際に調査して見ると韻類は『切韻』206部よりも少ない『切韻』の韻部を合併しているのであって、ウにある580部という天宝、改撰『韻英』と廷堅『韻英』とは遥かに異なり、この両書には固より相互関係はないのである。

『経音義』が採用した音切は注のなかで明らかに指示する廷堅『韻英』によって、今日の認識の基本は、それが、もしも張戢の書『考声切韻』と天宝『韻英』で材料を徴するとしても、極めて少なく、既にわれわれに手掛りを与えてくれない、やや依拠の推測があるだけである。王国維の説を繰

り返し読んで見ても疑いが解消されない。『考声切韻』と武玄の『韻銓』と『韻英』の、この3書はほぼ同じ性格のものであり、みなその当時の正韻であったので慧琳はこれらを愛用したものであろう。わたくし(黄)の著録した韻の部目の結論と、切韻系統の韻書のそれとを比較してみても、王国維先生の言う所がまだまだはっきりしない。

2: 「韻書説」の指摘をめぐって

(1) 「韻書説」で黄は、前の方で「慧琳注で秦音・呉音の区別を言う時は、『韻英』を持ち出すが『考声切韻』『韻銓』には一度も言及しないのは不思議である」と言い、なお『考声切韻』もまた、当時行われた『切韻』系統の増注本の類なのだろうか」とまで言っているが、この点は正しくないだろう。

『韻英』音であることを明示する場合が確かにあり、

1の10 [覆載] 上、敷務反、見韻英。秦音也。諸字書音、敷救反。呉楚之音也。・・

12の18 [堆阜] 下、扶久反、呉楚之音也。韻英云扶武反。・・・

41の7 [堆阜] 下、扶有反、呉楚音也。韻英云扶武反。・・・

これらは全て、秦音において、中古音の韻図37図唇音に所属していたものが、韻図12図に合流したことを指摘するところである。

【ついでに付言すれば、興味深いことに、慧琳自身がこの秦音に染まっていると考えられる例があるので、挙げておく。

92の8 [飄拳] 説文、飄、浮揺也。

この注釈で、『説文』の実際は「飄、扶揺風也」なのであるから、「浮」「扶」同音に発音する慧琳が、注釈するに当って、『説文』原典を書き誤ってしまった】

さて、上記、『韻英』のように明確な指示ではないが、しかし、

(1); 1 『韻銓』単用注釈部分で呉音に言及する例がある。

100の8 [掛錫] 古畫反、韻詮云掛懸也。呉音怪。

[掛・畫] は、『韻鏡』16図、2等。[怪] は、『韻鏡』14図、2等。

(1); 2 『考声切韻』単用注釈部分に慧琳式反切が用いられる例が多くある。

「梯」の音義注に、

14の36 [梯墜] 體奚反。考声云墜也。可以登也。

100の3 [梯者] 體低反。考声云墜也。可以登也。古今正字從木弟声伝

文従足非。

のような例がある。これらはいずれも『考声』を主体とした音義注である。しかも、

梯(齊(平声)韻透母)奚(齊韻匣母)

體(齊の上声)韻透母)低(齊韻端母)〈これらはみな『韻鏡』第13に所属〉という実態で、これは正しく慧琳音義の個性そのものである。呉音との対比への言及はないものの、そして、反切の字面上は、14巻の例と100巻の例とに違いが見られるが、いずれも慧琳一般の注音方法の個性を示している。換言すれば秦音を示している。この事実から、「韻書説」が、『考声切韻』のことを『切韻』系統の韻書なのかとすることについては、いかに書名に「切韻」が含まれているからといって賛同しがたいものがある。

すなわち、これは、景審が「現代音には『考声切韻』を採用した」と言うものが、実は機械的な字面上のものではなく、秦音の実質を示唆しようとする事までも含んだ言い方と解釈することを求めているのであろうか。

(2)「韻書説」ではまた、「一書の音注には、一貫性が求められるのに対して、訓詁には広く意味を徴すべき性格が求められる」と述べ、あたかも慧琳が『韻英』一書にのみ音注の根拠を求めていたかのごとき説明をしていた。これも誤った解釈である。例えば、[級]には、金立反(42の16)・金岌反(10の15・53の7)今邑反(45の33)・今立反(83の17)のように音注の変種があり、しかも、これら反切上下字・婦字はみな奇麗に韻図38図3等所属韻である。すなわち[級]の音価として示そうとした手段、反切は一見、字面上では異なるが、実は同一の言語音である。字面上は変種が豊かに存在するが、実質は同音を示す、という点で、「韻書説」で言う一貫性も、このような意味においての一貫性、つまり秦音系統の音の指示ということではなければならない。

同じ「韻書説」が末尾で「『考声切韻』『韻銓』『韻英』はほぼ同じ性格のものであり、またその当時の正韻だったので慧琳がそれらを愛用した」と言い直した結論の方が正しいであろう。

王国維は、慧琳音義の全面的調査をしているのではなく、『集賢記』の記述を根拠に書誌的考察を試みたのであるから、黄氏が王国維の説は不明というのも理解できる。

景審が序文で「近くに『考声切韻』・『韻英』を現代音として採用した」

と言う点を素直に受け止め、これら韻書が唐代秦音を示す基準とされたことを認めることこそ「韻書説」の結論でなければならない。

3 ; 字書、釈義の七書

3 ; 1 : 七書の引用次数

景審の序文では釈義の七書が、自注として具体的に次の七書であると示される。今、その引用次数を沈兼士等編『一切経音義引用書索引』（上海古籍出版、1986年）の内、希麟の『統一切経音義』部分を除外したものに拠り示す。この索引は機械的なものであり、『玉篇』に採用される『説文』も1次数とするので、注意が必要である。又、玄応の音注も含まれているので、概略の数値として捕らえなければならない。そのような正確な統計が必要であるが、次善の役には立つものである。

言い換えれば、おそらく景審が列挙している順序というものは重視しなければならないだろうということになる。

顧野王『玉篇』	2012
許慎『説文』	12198
呂忱『字林』 7 卷	462
陽承慶『字統』 20 卷	114
『古今正字』	1621
『文字典説』	784
『開元文字音義』 30 卷	9 (15 卷まで)

これを成書順位に並べ変えると、『説文』（後漢、100年）『字林』（西晋、3世紀）『字統』（北魏、5世紀）『玉篇』（梁、武帝、大同9年、543年）『開元文字音義』（唐、玄宗開元年間8世紀）などとなる。以上の5書は『唐書、芸文志』にも載るものであるが、他はその成書年代不明である。

ちなみに『考声切韻』の引用は、3857次。

『韻銓』の引用は、308次。

3 ; 2 『玉篇』の優位

慧琳『経音義』で最も基本的な字書として採用されているものは『玉篇』である。『説文』の継承と発展としての『玉篇』の資料価値は、大島正二氏『中国語学史』（1997年）の指摘に従えば、1、隷書の見出し、2、反切の提示、3、多様な字義の提示、4、53種類にも及ぶ多様な典籍引用、ということになる。しかし、この『玉篇』は成書直後、簡文帝（550—551

在位)に刪改を命じられ、あまつさえ宋本『玉篇』ともなれば、もはや原形を留めぬほどに簡略化したことは周知のものである。しかも、そのことは幸いにも日本残存の原本『玉篇』で実体を知ることができる。今、この原本『玉篇』とそれに相当する慧琳『経音義』の実態を比較してみることにする。()内は筆者の補注。

ア；

『玉篇』

〔級〕鞞立反。国語(楚語上)、明等級、以道之礼。賈逵曰、等級上下等差也。左氏伝(僖公23年)云、降一級而辞。杜預曰、下階一級也。野王案、階之等数、名曰級也。礼記(曲礼上)、主人就東階、客就西階。涉(拾・陟)級聚足、連歩以上、是也。礼記(月令)、又、授車以級。鄭玄曰、級次也。史記秦始皇、賜爵一級。野王案、官仕自卑之高猶階梯而升所以命一等名為階級也。左氏伝(僖公9年)、加勞、賜一級、是也。又曰、斬首廿三級。野王案、師旅斬賊首一人賜爵一級、因名賜首為級也。説文、絲次第也。慧琳『経音義』(全部で6例、全てを挙げる)

10の15〔九級〕金岌反。考声、階等也。賈注国語云、等差也。鄭注礼記云、次也。説文、從糸及声。糸音覓。

53の7〔三級〕金岌反。顧野王玉篇云、級者如階之等級也。説文、級次第也。從糸音覓。

42の16〔階級〕金立反。顧野王云、級之等級也。説文、從糸及声。

45の33〔四級〕金邑反。賈注国語云、級上下等差也。杜注左伝云、下階下級也。顧野王云、階之等数、名曰級。鄭注礼記云、級次也。説文、級、次第也。從糸、及声。糸音覓。

83の17〔層級〕金立反。(釈義ナシ)

20の32〔或級〕鞞岌反。礼記云、級次也。左伝斬首二十二級。案、師旅斬首一人賜爵一級、因名賊首為級也。

【この〔或級〕は、『大方広仏華嚴経』40巻の部分でその第一巻の下注に「前訳六十巻。玄応撰音」とある。第20巻冒頭には慧琳撰音とあるから、慧琳が玄応音をそのまま認定しているところである】

この〔或級〕の反切は『玉篇』に似ているが、他の反切は字面上の多様性はあるが、全て慧琳式である。一方、釈義の方は、『考声切韻』『説文』が付加される場合のほかは、『玉篇』の範囲を出ないことが判る。

イ；

【玉篇】

〔綢〕直周反。毛詩綢繆束薪伝曰、綢繆猶纏綿也。礼記（明堂位）有虞氏之綏、夏后氏之綢練、殷之崇牙、周之璧翬。鄭玄曰綏亦旌（旗）之綏也。夏綢其杠以練為之旒。殷人刻繒為之牙飾、其側亦弥多飾也。広雅、韜也。纏也。礼記、或音吐刀反。

【鄭玄注の部分にやや異同がある】

慧琳【經音義】（全部で3例あるものを全てを挙げる）

62の46 〔綢密〕宙留反。毛詩伝云、綢繆猶纏綿也。密也。

92の6 〔綢繆〕宙留反。毛詩伝云、綢繆猶纏綿也。説文從糸周声。

14の16 〔綢雨〕逐留反。広雅、綢纏也。韜也。考声、纏束也。從糸周声。或作稀稠之稠為稠字。於字義亦通也。

ウ；

【玉篇】

〔織〕思廉反。（前半略）

広雅、織微也。或為織字。在女部。

慧琳【經音義】（全部で20例ある内、1例だけを挙げる）

15の22 〔織長〕相閭反。爾雅、織微也。説文、細也。從糸、戠声也。或從女作織。戠音尖。

〔織〕の例では慧琳は『広雅』とすべきところを『爾雅』と誤っている。『爾雅』にはこのような記述はなく、これは全く『玉篇』の記述を写し取る時に不注意を起こしたことによる。

さらに、『玉篇』が女部の〔織〕の字形も存在することに言及していたが、この『玉篇』に触発されての記述が慧琳の中にも見られる。ちなみに『説文』には〔糸〕〔女〕部でそれぞれ独立して記述するだけで相互の参照などには触れない。

エ；

【玉篇】

〔消〕思姚反。（前半略）

説文、消尽也。蒼頡篇、消滅也。金鉄消鑠為銷字。在金部。

慧琳【經音義】（全部で9例ある内、1例だけを挙げる）

11の31 〔銷滅〕相揺反。考声云銷鑠也。傷勺反。或作消。蒼頡篇消滅也。説文消尽也。

以上、大まかではあるが、慧琳『経音義』が原本『玉篇』を利用していたことが判明した。これは景審が指摘いたとおりである。

3 ; 3 字形の所拠字書

先ず『玄宗開元文字音義』30卷(『唐書・芸文志』、会要云開元23年3月27日)について、『玉海』では、「本書は、玄宗撰の、その序文で、古文字は『説文』『字林』が最も品式があるのであるが、不足している点を充実させた。篆文も載せた」などと紹介されている。ところで、実際、慧琳『経音義』に『開元文字音義』を採録するときの被注釈字には「搆」(8の33)・「暎」(8の25)・「窟」(15の16)など、9例中に8例は『説文』に所載されないものである。

次に、また、『古今正字』引用の場合も同様の理由による。すなわち、
 {黧黑} 14の6 履脂反。考声云黒而又黄也。説文闕。古今正字云黒也從黒從黎省。

{黧黑} 62の19履脂反。考声云黒黄色也。古今正字從黒黎省声。

のように「『説文』闕」と明示し、この場合には、これを『古今正字』で補充している。

これによって『開元文字音義』という書物も、注釈の初め、『説文』の不足を補充する目的で使用されたものであろうことが理解される。景審の序文も最初の注釈方針を示したものであると考えられる。使用していくうち、あまり利用価値を感じなくなり、16巻以降には利用しなくなったのにちがいない。

また、『説文』では或体としている字形については、これにも、『古今正字』を引用する。また、『説文』が引用されたうえ『古今正字』が引用される場合がある。この時には、やはり字形に異同があり、それを示す必要があったからである。

2の16 [衰朽] 下、古今正字從木𠂔声。

『説文』で正字とするのは、「從𠂔、𠂔声」である。

ところで、『文字典説』の引用は、

3の3 [睡眠] 下、説文作暎。音眠也。從目冥声也。古今正字作眠。目冥也。從目民声也。

【なお、『説文』一篆一行本の注には「臣鉉等曰、今俗別作眠。非是」がある】

6の16 [推徴] 下、説文從徴省声、從壬、文字典説云諭有徳者在徴賤之間、

朝廷徵召之故從王從微。

これは『説文』では、

〔徵〕召也。從微省。壬為徵。行於微而文達者即徵之。

とあり、『文字典説』が〔王〕とするところを〔壬〕としていて、大いに異なる文字説明である。

以上のように特に『古今正字』『文字典説』『開元文字音義』などは、『説文』の欠を補う目的で引用されていることが判る。

4 ; 『玄応音義』との関係

開成5年(840年)9月10日に書かれた、顧(齊之)田の『一切経音義』序文を見ると、

慧琳は疎勒国の人で不空三蔵(705-774)を師とし、経論に最も精通し、文字学も中正であったこと。100巻、約60万言の『経音義』の著述をしたこと。初めは玄応の音釈があったが漏略が多かったこと。西明寺の玄暢上人(797-875)は先人の偉業を継ぎ、日夜倦まず努めていたこと。齊之は、この暢公から、音義について学び、文字に音義があるということはちょうど方角がわからなくなった時に、恵みの灯火が闇を打ち破ってくれるようなものであるということが分かったこと。南北で発音の相違があってもその意味に差異がないこと。

などと書いている。

そこで先ず『玄応音義』(645-655間編集)では、上に掲げた例はどうなっているか少し触れておきたい。

ア〔級〕(全例列举。番号は『玄応一切経音義』中央研究院歴史語言研究所専刊47。1962年に拠る)

531 〔中級〕居及反。級次也。謂階級而升一級二級是也。

1058 〔層級〕居立反。説文、層重累也。級階次也。

24 〔或級〕羈立反。礼記、級次也。左伝、加勞、賜一級、又、云斬首二十三級。案、師旋斬首一人、賜爵一級、因名賊首為級也。

970 〔隧道〕音急。級階次也。

イ 〔綯〕(全例列举)

315 〔綯繆〕直周反。詩伝曰、綯繆猶纏綿也。

924 〔綯繆〕直流反。詩云、綯繆束薪伝曰、綯繆猶纏綿也。

以上のことから、『玄応音義』も、その音は、ともかくとして、やはり『玉篇』の範囲で作業がなされているという印象である。ただし、慧琳『経音義』と比較して一層、簡略である。そのため、われわれのように初めに慧琳『経音義』から調査しないことには、この特徴も発見できなかったはずである。

5 ; 李善注『文選』との関係

慧琳『経音義』に直接引く、李善注『文選』(顕慶3年、658年)は、郭璞『江賦』にある単語5項目に関する部分とその他3項目と極めて少ない。一方、李善注『文選』に顧野王『玉篇』は1度も引用されることはない。(『文選注引書引得』〈上海古籍出版社、1990年〉によれば、顧野王『輿地志』の方の引用は6次となっている)

このような情況にありながら、なぜ李善注『文選』に注目しなければならないかという、この両書には、その音注・義注の両面において著しい対照的な言語学的事象が観察されるからである。

5 ; 1 義注

ア [級] (全例列举)

10の8 a 潘岳・西征賦 [無等級以寄言] 等級についての直接的な言及なし

49の20 b 范曄・後漢書皇后紀論 [増級十四] 班固漢書賛曰、元帝加昭儀之号凡十四等。

50の16 b 沈約・恩倖伝論 [臺隸参差用成等級] 左氏伝曰、人有十等。・・・隸臣僚、僚臣僕、僕臣臺。

56の20 b 陸倕・新刻漏銘 [高卑異級] 陸機、漏刻賦、卑高而為級。

57の17 b 顔延之・陶徵士誄 [蔑彼名級] 史記曰、賜爵一級。説文、級、次第也。

これらの例を見ただけでも判明することは、李善注『文選』では、該当箇所密接に出典を提示することである。換言すれば、慧琳『経音義』にあつては、単なる字書の引用だけで、ことを済ませているということになる。

5 ; 2 音注

『古詩十九首』の内、第十九・

29の8 a [著以長相思、縁以結不解] 鄭玄儀礼注曰、著謂充之以絮也。著、張慮切。鄭玄礼記注曰、縁飾辺也。縁、以絹也。

〔著〕もそうであるが、〔縁〕には平声の「與專切、縁由」、去声の「以絹切、衣縁」とがあるので、このように複数の音が存在する時、几帳面に注意を喚起している。

30の2 b 盧諶・時興〔脸脸芬華落〕字書曰、脸垂也、如捶切。

これは〔蕊〕と同音を示しているが、字形と意義に不安を感じる読者の為に用意している。

31の24 a 謝靈運・謝臨川〔石壁映初晰〕説文曰、昭晰明也、之逝切。

今協韻以為之舌切。

ここの『説文』は〔哲〕に対する解字である。『広韻』では、

〔哲〕旨熱切、光也。〔晰〕同上。

〔哲〕征例切、星光。

の2音があり、李善注もこの2音を提示した。

このように李善注は随時随所に、区別すべき音・難解な音を提示するのであるが、慧琳の注内にさらに注を施すようなこの事態は、異様とも言うべき性格を呈している。

開卷1の10「〔二儀〕魚羈反、……羈、居宜反。」から始まって、巻末の100の44「〔齧〕研結反、浅咬也、従切声、切、音、慳八反」まで、飽くなき注音熱意に満ちている。

6 ; 結論

慧琳は釈義では玄応から『玉篇』を利用すれば良いことを学んだ。また、音注では、李善のような様式を、表面的に学んだ。上で見たように注音には執拗な熱意を発揮した。一方、釈義では『玉篇』1書を中心に、字書引用を繰り返した。音注の執拗と字書引用の淡白さ、このような注釈方法はどのように生まれたか。外来の仏典ではいかにも、典故を中国古典に探るのは無意味だった。一方、首都、長安音の理解者を自認し、長安音こそ規範との意識から発したものであるのだろうか。確かに外国人にとって、先ず発音への関心が出発点としてある筈であるが、この字義解釈と音注との間にはあまりに大きな落差がある。又、自分と同じ境遇の非漢族出身の後輩への激励という可能性もあるかも知れない。1980年代の日本に現われたオタク族のはしりのような現象が遠く9世紀の時代にも存在したという可能性もないではないということなのか。